

吉見町建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領

〔令和4年3月16日〕
町長決裁

(目的)

第1条 この要領は、吉見町が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第26条、同法施行令第27条に規定される契約金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条で定める工事は、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は建設業法施行令第27条第1項に規定される建設工事とする。

3 本条第1項の施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、契約締結までに発注者に次の各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 専任を要する主任技術者の兼務届出書（様式1）

(2) 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第8条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号とする。

(1) 吉見町低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約締結する工

事

- (2) その他町長が必要と認めた工事。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から適用する。

様式1

専任を要する主任技術者の兼務届出書

年 月 日

吉見町長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

主任技術者氏名			
新たに配置する工事	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○をつける
	工事名		
	工事場所		
	契約予定金額		
	工事期間	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人予定者	※現時点の予定者	
	発注者、工事担当課		
既に配置している工事	専任・非専任の区分	専任	非専任 ※どちらかに○をつける
	工事名		
	工事場所		
	契約金額		
	工事期間	年 月 日～	年 月 日
	現場代理人		
	発注者、工事担当課		
工事担当者、 電話・FAX番号			
兼務場所	距離	. km	縮尺 1 : (縮尺を記入すること)

- 注（１） 本届出書は、契約締結までに提出してください。
- （２） 本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」の場合は、提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は２件です。
- （３） 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得ること。
- （４） 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（契約書等）を提示すること。
- （５） 兼務場所欄には地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記すること。別紙でも可。
- （６） 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- （７） 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- （８） 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。